

(民事訴訟法)

第1問

民事訴訟法248条による相当な損害額の認定と自由心証主義との関係について論じなさい。

(配点:50点)

(民事訴訟法)

第2問

Xは、XのZに対する貸金債権につきYが保証債務を負っていると主張して、Yに対し、その履行を求める訴えを提起したところ、その訴訟の係属中にZがYの側に補助参加し、XのZに対する貸金債権の存在を争った。結局、裁判所は、XのZに対する貸金債権の存在を肯定して、XのYに対する請求を認容する判決を言い渡し、この判決は確定した。

判決確定後の次のような訴えに対して、確定判決は何らかの影響を及ぼすか。

- (1) YのZに対する求償請求の訴え
- (2) XのZに対する貸金返還請求の訴え

(配点：50点)